

岐阜市スポーツ協会表彰規程

第1条 岐阜市のスポーツ振興に貢献した者及びスポーツ大会において優秀な成績をおさめ他の範となった者については、本規程によって表彰する。

第2条 表彰される者の決定は、各加盟団体から推薦された者については表彰委員会の議を経て本会会長がこれを行う。表彰委員会は、若干の委員をもってこれを構成し、委員は評議員、理事の中から会長が委嘱する。

第3条 審査及び推薦の基準は次のとおりとする。

(1) スポーツ功労者

ア、本会役員として6年以上在籍し、本会の発展に特に寄与した者。

イ、加盟団体役員として10年以上在籍し、岐阜市のスポーツ振興に特に著しく功績のあった者。

(2) 最優秀選手及び最優秀チーム

毎年1月1日から12月31日までににおいて、国際競技大会に出場又は下記(1から6)大会において3位以内の入賞と(3)の3年連続表彰者で岐阜市スポーツ界に貢献した選手及びチームとする。

- | | |
|--------------|---------------|
| 1 国民体育大会 | 4 全国高等学校選手権大会 |
| 2 全日本選手権大会 | 5 全国高等学校選抜大会 |
| 3 全日本学生選手権大会 | 6 全国中学生選手権大会 |

(3) 優秀選手及び優秀チーム

毎年1月1日から12月31日までににおいて、上記以外の全国大会(財団法人日本スポーツ協会加盟団体主催)において3位以内及び岐阜県民スポーツ大会郡市代表種目において第3位までに入賞し、岐阜市スポーツ界に貢献した選手及び団体とする。

(4) 優秀指導者

優秀・最優秀選手及び優秀・最優秀チーム育成に6年以上努め、岐阜市スポーツ界に貢献のあった指導者。

第4条 各加盟団体又はスポーツ関係機関団体は、前条に該当する者があるときは毎年12月末日までに、推薦状に下記事項を記載した書類を添えて本会会長に提出する。

(個人)

(団体)

- | | |
|----------------|------------------|
| (1) 氏名、住所、生年月日 | (1) チーム名、団体名、所在地 |
| (2) 所属団体及び所属機関 | (2) 所属団体名及び所属機関 |
| (3) 推薦理由 | (3) 推薦理由 |
| (4) その他特記すべき事項 | (4) その他特記すべき事項 |

第5条 表彰は本会会長が表彰状を贈呈して行う。

第6条 この規程の執行に関して必要な事項は本会会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 9年12月22日改正。

この規程は、平成19年 3月28日改正。

この規程は、平成20年 4月17日改正。

この規程は、平成30年 5月 8日改正。

この規程は、令和 2年 4月 1日改正。